

令和8年度 確定延滞金納付催告書 作成等業務委託仕様書（案）

1 目的

本業務は、市税及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の各延滞金納付催告書（以下「納付書」という。）を発送するにあたり、納付書（事前検証分を含む）の作成及び納付書を封入する封筒の作成から印字用データの印字、印字済み納付書の裁断及び封入封緘、納品までの一連の作業を委託し、効率的に滞納整理事務を行うことを目的とする。

2 業務指示・監督

- (1) 本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本仕様書によることとし、次の各種法令、規程及び関連文書に基づいて行う。
 - ア 地方税法
 - イ 千葉市契約規則
 - ウ 千葉市個人情報取扱特記事項
 - エ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱
 - オ その他関係法令
- (2) 本業務受注者は、業務の遂行にあたり、千葉市と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 受注者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また「千葉市個人情報取扱特記事項」を遵守し、委託作業中の個人情報については秘密保持のため万全の管理を行うものとする。
- (4) 委託作業の実施にあたっては、個人情報の適正管理の実施を可能とし、納税管理課の担当職員が検収及び納付書の確認を行うための円滑な作業を行うことの出来る場所を千葉市内に確保すること。
- (5) 原則として再委託は禁止とする。

3 業務内容

(1) 納付書及び封筒の作成

千葉市が指定する規格の納付書及び封筒を作成する。詳細については、千葉市と受注者との間で別途協議する。

ア 納付書の作成

(ア) 統一債権MPN納付書（予定数量：39,000部）

【規格】

サイズ	14.5 × 4.5インチ（連続用紙）
ミシン目	縦ミシン4列
紙質	O C R 72 kg
刷色	表裏とも赤
P C S 値	表面0.6以上 裏面0.1以下
デザイン	別紙「確定延滞金納付催告書レイアウト」のとおり

(イ) 法人市民税納付書（予定数量：500部）

【規格】

サイズ	13.58 × 7.0インチ（連続用紙）
ミシン目	縦ミシン5列
紙質	上質紙70 kg
刷色	表：茶、裏：黒
P C S 値	0.1以下
デザイン	別紙「折畳み式納付催告書レイアウト」のとおり

(ウ) 給与特別徴収納付書（予定数量：2,000部）

【規格】

サイズ	13.58 × 7.0インチ（連続用紙）
ミシン目	縦ミシン5列

紙質	上質紙 70 kg
刷色	表裏とも黒
P C S 値	0.1 以下
デザイン	別紙「折畳み式納付催告書レイアウト」のとおり

イ 封入封緘用封筒の作成

(ア) 統一債権M P N納付書

(予定数量：区内特別 16,000 部、通常 4,000 部、計 20,000 部)

【規格】

サイズ	204 × 120 mm (エコ窓 2箇所)
紙質	サイセイクラフト (85 g) 茶色
	裏文字入 (裏地紋)
貼り方	カマス内貼り
デザイン	別紙「封筒レイアウト」のとおり

(イ) 法人市民税・給与特徴用納付書専用封筒 (予定数量：1,100 部)

【規格】

サイズ	184 × 93 mm (エコ窓 2箇所)
紙質	サイセイクラフト (85 g) 茶色
	裏文字入 (裏地紋)
貼り方	カマス内貼り
デザイン	別紙「封筒レイアウト」のとおり

ウ 説明チラシの作成

説明チラシ (両面) (予定数量：20,000 部)

【規格】

サイズ	190 × 110 mm
紙質	上質紙 90 kg
デザイン	別紙「説明チラシ※両面」のとおり

(2) 印字用データの受け渡し

提供する印字用データを記録した磁気媒体を使用する。媒体の概要及び受け渡し方法等は次のとおりとする。

ア 磁気媒体の概要

(ア) 磁気媒体の形状

CD-RW

(イ) データの形式

CSV レコード、テキスト形式

文字コードは「U n i c o d e J E F」(外字データ有)

詳細については別添「入出力定義書」のとおりとする。

(ウ) 暗号化の有無

有

※磁気媒体情報の詳細については、契約締結後、別途通知する。

イ 受け渡し方法

必ず受注者の指定する搬送要員 (以下、「搬送要員」とする。) と千葉市の指定する職員との間で、受け渡しを行い、運搬については、搬送要員が行うこととし、詳細については、次のとおりとする。

(ア) 受け渡し場所

千葉市役所納税管理課 (千葉市中央区千葉港 1 番 1 号)

(イ) 受け渡しの手順

a 千葉市が作成あるいは受注者が作成し千葉市が承認したデータ引渡書に、受領印の押印または搬送要員の署名をし、千葉市保管分として預かり確認書を千葉市職員へ渡す。

b 搬送要員は、直ちに、受け取った磁気媒体 (CD-RW) を受注者にて用意した鍵付きジュラルミンケースに格納する。

(ウ) 受け渡しの日時及び回数

原則として別紙「年間スケジュール」のとおりとする。

ウ データの返還

受注者は、提供された印字用データが記録された磁気媒体について、作業終了後速やかに千葉市へ返還をすること。

(3) 印字用データの出力

ア 印字確認

千葉市からの求めがあった場合は、すべての納付書において、千葉市が作成したテスト用のデータによって、外字出力、印字位置、印字濃度の出力結果を千葉市へ報告し、可否を確認すること。

また、千葉市が可とするまで、出力結果を報告する。

イ データの出力

受注者は、千葉市から受領した本番用データが記録されている磁気媒体によって、印字を行う。

印字位置の詳細は契約後、発注者と別途協議することとする。

(4) 納付書の裁断及び封入・封緘

受注者は、印字した統一債権MPN納付書、法人市民税専用納付書、給与特徴納付書を所定のサイズに裁断し、千葉市が指定した封筒にそれぞれ封入・封緘する。

この際、次のことに注意を払うこと。

ア 複数の納付書を同一の封筒へ封入・封緘する際、別の送付先の納付書を混合させないこと。

イ MPN納付書には説明チラシを同封すること。

ウ MPN納付書を封入する際、重量50g以下の封筒が取り扱い郵便局（日本郵便株式会社千葉中央郵便局（〒260）、美浜郵便局（〒261・〒263）、花見川郵便局（〒262）、若葉郵便局（〒264・〒265）及び千葉緑郵便局（〒266・〒267）ごとに100通以上あれば、区内特別と記載された封筒に封入し、100通未満であれば、通常（区内特別と記載されていない）の封筒に封入すること。

エ 同一の送付先の納付書が多量にあることで1枚の封筒への封入が困難である場合（重量が50g以上の定形外郵便物となる場合等）、該当する納付書及び封筒、さらにMPN納付書であれば延滞金年率チラシを加え、それらを送付先ごとに輪ゴムで束ねたうえ、封筒に入るものとは明確に分けることで、封入・封緘の替わりとすること。

(5) 成果品の納品・搬送

受注者は、上記3(4)で処理された成果品について、下記のとおり段ボール箱に入れ封をし、その外側の見やすい箇所に品名及び内容数量、MPN納付書においては郵便番号を記載し、千葉市役所納税管理課まで搬送のうえ、納品すること。

ア MPN納付書のうち、50g以下のもの

郵便区内特別郵便物に該当するものと該当しないものに分け、さらに郵便区内特別郵便物に該当するものは、郵便番号の前3桁別に段ボール箱を分けて納品すること。また、各段ボール箱においては、納付書入り封筒を重量別に50通ごとに発送連番順に輪ゴムで束ねて分けること。

なお、郵便区内特別郵便物に該当しないものは、別途、段ボール箱に入れて納品すること。また、各段ボール箱においては、納付書入り封筒を、50通ごとに発送連番順に輪ゴムで束ねて分けること。

ただし、25gを超える、かつ、50g以下のものについては、10通ごとに発送連番順に輪ゴムで束ねて分けること。

イ MPN納付書のうち、50gを超えるもの（定形外郵便物）

同一の重量ごとに輪ゴムで束ねて分けて段ボール箱に入れて、納品すること。ただし、納品数が比較的の少數であれば、段ボール以外のもの（生地がしっかりした余裕のある大きさの紙袋など）での納品も可とする。

ウ 法人市民税納付書

封筒の重量が25g以下のもの、25gを超える、かつ、50g以下のもの、あるいは、50gを超えるもの（定形外郵便物）の3種類に分け、10通ごとに発送連番順に輪ゴムで束ねて分け、数量を標記した紙片等を付けて段ボール箱に収め、納品すること。ただし、納品数が比較的の少數であれば、段ボール以外のもの（生地がしっかりした余裕のある大きさの紙袋など）での納品も可とする。

エ 給与特別徴収納付書

上記3(5)ウに同じ。

オ その他の提出物

- 納品の際に、以下のものをあわせて提出する。
- (ア) 成果品の種類別、重量別の件数表
 - (イ) 千葉市から受領した磁気媒体

4 納品時期

- (1) 上記3(1)の納付書印刷及び封筒に係る納品時期は5月とする。(年1回)。
- (2) 上記3(2)～(6)まで処理された成果品の納品時期については、4月、7月、11月を除く各月とする。(年9回)

5 委託料

- (1) 委託料の内訳（総価契約及び単価契約の対象経費）について
 - ア 納付書・封筒・延滞金年率チラシの作成、成果物の納品・搬送
3(3)及び(4)以外に規定する業務で、これらの業務に要する経費に相応する部分は総価契約とする。
 - イ 印字、封入封緘、成果物の納品・搬送
3(3)、(4)に規定する業務で、これらの業務に要する経費に相応する部分は単価契約とする。
- (2) 委託料の支払い
 - 委託料の支払いは上記5(1)の総価契約及び単価契約の対象経費の区分ごとに下記の時期に支払いを行う。
 - ア 総価契約に関する支払いは、5月の成果品の納品・搬送後とする(年1回)。
 - イ 単価契約に関する支払いは4月、7月、11月を除く各月の成果品の納品・搬送後とする。

6 作業要件

- (1) 作業体制
 - 受注者は、本業務の遂行に際して、責任を明確化するため、以下の担当者を定めること。
 - ア 業務責任者
本業務に従事する作業員を指示・監督し、千葉市とのスケジュール調整やトラブル対応等にあたる管理能力と権限を有する従業員。
 - イ 個人情報管理責任者
千葉市から預託されたデータ・媒体等の保管・管理に関して責任と権限を有する従業員。
 - ウ 作業責任者
作業場所における作業グループのリーダー。作業従事者の指揮・統括を行う能力と権限を有する従業員。
 - (2) 作業場所
 - 本業務の作業実施場所について、発注者の府舎外とする場合は、あらかじめ発注者に届け出て、発注者の承認を得た上で、受注者の事業所内に受注者の負担により確保するものとする。
 - (3) かし担保責任
 - 受注者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、千葉市が必要と認める訂正・補足その他必要な作業を受注者の負担において行わなければならない。
 - (4) その他
 - 印字用データについては、千葉市が用意した磁気媒体により貸与する。印刷に係る資源（インクやトナー等）、作業場所、運搬ケース、運搬車両等業務に必要な費用はすべて受注者の負担とする。

7 業務検査

- (1) 隨時検査
 - 上記3(5)納品時に受注者は、市が印字用CSVデータから算出した数量と、受注者が印字システム等から出力する書面により算出した数量とを確認し、納品数量を納品書とは別に報告する。
(以下「納品報告」とする。)千葉市職員は、市で把握する印字用CSVデータから算出した数量と納品報告の数量との符合及び受注者の納品書等の目視確認により検査を行う。検査に合格しない場合、受注者は再出力を行う。

(2) その他

履行期間中、千葉市は受注者作業場所において立会い検査を行うことができるものとする。

8 情報資産の取扱い

(1) 受注者要件

受注者は、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格並びに品質管理の認証を取得し、その他個人情報保護対策を講じていること。

(2) 個人情報保護

受注者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。また、千葉市の「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報に関する貸与品については、データの秘密保持に万全の管理を行うものとする。

(3) 情報セキュリティに関する規程の遵守

受注者は、本業務の実施に際しては、千葉市情報セキュリティポリシーに定める基準を満たす情報セキュリティに関する規程を整備し、遵守しなければならない。なお、千葉市情報セキュリティポリシーのうち、「千葉市情報セキュリティ対策基準」については、非公開資料であるため、契約締結後に必要に応じて提示する。

(4) 受け渡しに伴う搬送体制

ア 本業務における搬送は、受注者搬送要員が受注者車両で行い、印字用データが記録された磁気媒体の受け渡しにおいては受け渡し場所から受注者事業所まで直帰し、また、磁気媒体の返還及び成果品の納品においては、受注者事業所から受け渡し場所まで直行すること。

イ 当該搬送に使用する車両は、車外から容易に荷物室内が視認できぬよう措置を講ずるとともに、衝突事故等発生時において搬送物が容易に車外に飛散しないよう必要な対策を講ずること。

また、搬送中は必ず荷物室ドアを施錠すること。

ウ 搬送に際しては、盗難及び紛失のないよう最善の注意を払うとともに、交通法規及びその他の法令を遵守すること。

(5) 千葉市による事故等の公表

情報セキュリティに関する事件、事故等が発生した場合には、千葉市が住民に対し適切な説明責任を果たすため、当該事故の内容を必要に応じて公表する。

9 その他

(1) 税法改正等により記載内容に変更が生じた場合は対応すること。内容については別途指示する。

(2) 上記3(1)の納付書及び封筒の作成における業務のうち、納付書の裏面に「お問い合わせ先」の記載されている箇所については、組織改正に伴う変更があった場合には、発注者の指示により記載内容を変更するものとする。